

公有財産売却一般競争入札参加要領

1 趣旨

この要領は、瀬戸市消防本部が所有する高規格救急車を一般競争入札により売却するため、入札参加者が遵守すべき事項を定めるものとします。

2 物件番号及び財産名称

(1) 物件番号

R8-2

(2) 財産名称及び数量

救急瀬戸2号車(高規格救急自動車)1台

3 車両概要

初度登録年月	平成28年3月
車名	ニッサン
型式	CBF-FPWGE50改
有効期間の満了する日	令和8年3月6日
走行距離	111,627km(公示日現在)

※ 詳細は、仕様書によるものとします。

4 入札方式

事後審査型一般競争入札

予定価格以上で最高価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。

5 入札日程

公告日	令和8年8月31日(月)
参加申し込み期間	令和8年8月31日(月)から9月17日(木)まで
現車確認	令和8年9月11日(金)
質問受付期限	令和8年9月14日(月)
質問回答	令和8年9月15日(火)
入札日時	令和8年10月2日(金)午前9時30分
開札	入札後、直ちに実施

6 入札参加資格

次の要件を全て満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者
- (2) 「瀬戸市指名停止取扱要領」(平成13年8月1日施行)に基づき、指名停止措置を受けていない者
- (3) 暴力団又は暴力団関係者でない者
- (4) 瀬戸市における税の滞納がない者
- (5) 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法第2

1条の規定に基づく再生手続き開始の申立てはしていない者

- (6) 日本国内で車両登録又は廃車手続きができる者
- (7) 日本語を完全に理解できる者
- (8) 日本国内に住所及び連絡先がある者
- (9) 本要領及び仕様書を承諾できる者

7 参加申込

- (1) 申込みの場所及び申込方法

瀬戸市消防本部消防総務課庶務係まで持参すること。

- (2) 提出書類

参加希望者は、次の書類を提出してください。

ア 一般競争入札参加申込書(様式第1号)

イ 一般競争入札参加資格確認申請書(様式第6号)

ウ 誓約書

エ 証明書類(発行日から3ヶ月以内のもの。鮮明であれば写し可。)

【共通】印鑑登録証明書及び瀬戸市税の未納がないことの証明書(納税証明書)

【法人の場合】登記事項証明書、法人役員に関する調書(様式第8号)

【個人の場合】住民票

※ なお、上記イからエまでの書類については、最高価格入札者のみ提出することとします。

- (3) 申込期間

令和8年8月31日(月)から令和8年9月17日(木)までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

- (4) その他

申込書等に要する費用は、入札参加希望者の負担とします。

また、提出された申込書等は、返却しないものとします。

8 現車確認

希望者は指定日時に現車確認を行うことができます。

日時: 令和8年9月11日(金)午前9時から正午

場所: 愛知県瀬戸市苗場町101番地

瀬戸市消防本部南訓練場

※ 現車確認を行わず入札した場合は、車両の状態について了承したものとみなします。

9 入札保証金

- (1) 瀬戸市契約規則第9条によるものとします。

- (2) 瀬戸市消防本部が発行する納付書又は請求書により納付してください。

- (3) 入札保証金は、入札終了後に還付します。

10 入札方法

- (1) 所定の入札書(様式第3号)を使用してください。

- (2) 金額は消費税及び地方消費税を含めた総額を記載してください。

- (3) 入札書は封筒に封入して提出してください。
- (4) 入札書にはボールペン又は万年筆を使用して、明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。
- (5) 誤字又は脱字を加除修正した場合には、その箇所に押印してください。なお、金額の訂正は認めません。
- (6) 入札金額はアラビア数字を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- (7) 入札を辞退する場合は、入札辞退届(様式第5号)を入札日前日までに瀬戸市消防本部消防総務課まで提出してください。
なお、入札日当日に辞退する場合は、入札辞退届又は辞退する旨を明記した入札書を直接提出してください。
- (8) 入札に参加する者が1人である場合においても、入札を執行します。
- (9) 入札参加者の事前公表は行いません。

11 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札日時
令和8年10月2日(金)午前9時30分から
- (2) 入札執行場所
愛知県瀬戸市苗場町101番地 瀬戸市消防本部3階消防対策室

12 提出書類(様式はホームページよりダウンロードすることができます。)

- (1) 入札書(様式第3号)
- (2) 委任状(様式第4号)
代理人により入札する場合のみ必要となります。

13 無効となる入札

次の入札は無効とします。

- (1) 参加資格のない者の入札
- (2) 所定様式によらない入札
- (3) 記載事項が不明な入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 同一人が複数提出した入札
- (6) 談合その他不正行為による入札

14 入札の中止又は延期

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止又は入札期日を延期することがあります。

15 落札者の決定

予定価格以上の最高価格を提示した者を落札者とします。なお、最高価格が同額の場合は、直ちにくじ引きにより決定します。

また、入札結果は瀬戸市のホームページで公表します。

16 契約に関する事項

- (1) 契約の締結

落札者は、指定する期日までに売買契約を締結してください。

(2) 契約書の作成

ア 契約書2通を作成し、それぞれ1通を保管します。

イ 契約は入札参加者名義で行います。

(3) 契約保証金

契約保証金の納付は、免除とします。

17 売買代金

売買代金は、指定する期限までに瀬戸市消防本部が発行する納付書又は請求書により一括納付してください。

なお、手数料は落札者負担とします。

18 車両引渡し

代金納付確認後、現状有姿で引き渡します。搬出及び輸送に係る費用は、落札者の負担とします。

(1) 引渡期間

契約後から令和8年12月18日(金)午後3時まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

※ 事前に引取り日時を電話してください。

(2) 引渡場所

愛知県瀬戸市苗場町101番地
瀬戸市消防本部南訓練場

19 所有権の移転及び名義変更

(1) 売払物件の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転します。

(2) 落札者は引渡し後、速やかに車両の廃車又は名義変更を行い、その写しを瀬戸市消防本部へ提出するものとします。

(3) 売払物件の売買代金完納後の引渡しに要する費用、車検及び所有権移転に要する諸費用、公租公課等は落札者の負担とします。

(4) 売払物件を解体した場合については、解体を証明する証明書の写しを提出してください。

(5) 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人とし、登録手続き等をしないまま保管しないでください。

(6) 落札者は、落札物件の移転登録前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできないものとします。

20 契約不適合責任

売払物件は現状有姿で引き渡します。引渡し後の故障、瑕疵、損傷等について、瀬戸市消防本部は契約不適合責任を負いません。

21 その他

本要領に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、瀬戸市契約規則その他関係法令の定めによるものとします。

22 付属書類

- (1) 一般競争入札参加申込書(様式第1号)
- (2) 質疑書(様式第2号)
- (3) 入札書(様式第3号)
- (4) 委任状(様式第4号)
- (5) 入札辞退届(様式第5号)
- (6) 一般競争入札参加資格確認申請書(様式第6号)
- (7) 誓約書(様式第7号)
- (8) 法人役員に関する調書(様式第8号)

23 問い合わせ先

〒489-0983

愛知県瀬戸市苗場町101番地

瀬戸市消防本部消防総務課

電話番号:0561-85-0438

F A X:0561-21-6605

M A I L:shobohonbu@city.seto.lg.jp